

グループホームゆうゆう

「指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護」

重要事項説明書

1. 事務所の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業所名 | グループホームゆうゆう（第3470103569号） |
| (2) 代表者名 | 理事長 永見 憲吾 |
| (3) 管理者 | 1階：白雲 洋子（計画作成担当者兼務）
2階：山田 あゆみ（計画作成担当者兼務）
3階：松岡 ゆかり（計画作成担当者兼務） |
| (4) 所在地 | 〒731-3361 広島県広島市安佐北区安佐町後山1047番地 |
| (5) 電話番号 | (082) 838-3434 |
| (6) F A X 番号 | (082) 838-0833 |
| (7) 交通の便 | アストラムライン上安駅より、広電バス「あさひが丘」行き
又は、「飯室」行きに乗り、『後山上』で下車1分 |
| (8) 設立年月 | 平成15年9月1日 |
| (9) ユニット数 | 3ユニット |
| (10) 利用定員 | 27名 |
| (11) 営業日 | 年中無休 |
| (12) 介護支援専門員 | 白雲 洋子 |
| (13) 計画作成担当者 | 1階：白雲 洋子（管理者兼務）
2階：山田 あゆみ（管理者兼務）
3階：松岡 ゆかり（管理者兼務） |
| (14) 勤務時間帯 | 1 勤： 7:00～16:00 2 勤： 9:00～18:00
3 勤： 11:00～20:00 4 勤： 12:00～21:00
夜勤： 21:00～ 7:00 |

2. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人 I G L 学園福祉会が開設するグループホームゆうゆうが行う指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、認知症状態にあり、要支援2・要介護1～5の認定を受けている方に対し、少人数での共同生活の場を提供、ケアし、あたかも自宅にいるように自分のペースで生活することが出来ることによって、認知症の症状を和らげたり進行を遅らせることを目的とします。

(2) 運営の方針

事業所の介護従事者は、共同生活介護において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介助、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助します。

3. 建物の概要

- (1) 建物の形態 単独
- (2) 建物構造 鉄骨造 地上3階建
外壁 ALC版張り(厚100mm)
屋根 鉄骨下地カラー鉄板張り
- (3) 広さ 敷地面積 857.80㎡ 延床面積 1398.36㎡
1室あたりの個室面積 23.18㎡
1室あたりの居室面積 11.45㎡
- (4) 居室数と概要 全27室 全室個室 冷暖房完備 洗面所 トイレ
- (5) 施設設備 各階キッチン リビング 浴室 事務所配置
エレベーター1基9人乗り(ストレッチャー対応)

4. 利用料金のご案内(別紙利用料金表参照)

(1) サービス利用料金

- ・ ご契約者の要支援・要介護度に応じた自己負担額をお支払いいただきます。
- ・ サービスの利用料金は、ご契約者の要支援・要介護度に応じて異なります。
- ・ 要支援・要介護認定をまだ受けていない方でも、要介護認定等の申請と同時にサービスの利用は可能ですが、非該当又は要支援1と判定された場合、全額自己負担が発生することがあります。
- ・ 入居利用者が病院または診療所などへ一時的に入院した場合は、入院日の翌日から介護サービス料金(介護保険自己負担分)は、算定されません。
入院中の光熱水費はかかりませんが、部屋代の費用はかかります。
- ・ 入居利用者が病院または診療所などへ一時的に入院し、退院した場合は、退院日から介護サービス料金(介護保険自己負担分)は、算定されます。

(2) その他のサービスの概要と利用料金(契約書第6条、第10条参照)

①複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

②理髪・美容

理美容師の出張サービスをご利用いただけます。

(3) 利用料金のお支払方法(契約書第8条参照)

料金・費用は、1ヶ月まとめて指定口座より自動払込みを致します。

月末締め、翌月26日(26日が土日祝日の場合は、翌営業日)の払込みとなります。

(4) ご契約者は、契約期間中でも、サービスの利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係わる利用料金はお支払いいただきます。

5. サービスのご案内

<サービスの概要>

(1) 介護サービス

- ※ 入居者の要支援・要介護ごとに計画作成担当者によるケアプランを立て、それに基づいて下記のサービスを実施します。

- ・ 家事（居室の掃除・洗濯）
- ・ 食事（配膳、摂取、片付け等の見守り）
- ・ 介護（入浴、排泄、整容、外出時の付き添い等）

（２）生活サービス

- ・ 日程表を設けて要介護者の活動を拘束するようなことはせず、創意と工夫を生かして自立をめざした生活援助を行います。

※ 日常生活全般に対する相談援助を行います。

（３）食事サービス

- ・ １日３食
- ・ 当事業所では、料理の温度を大切にし、ご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供し、食事の時間制限は行いません。

（４）健康・衛生管理サービス

- ・ 最低１週間１回バイタルチェック（体調によっては複数回）とチェック表への記入
- ・ 健康状態に不安がある場合は、速やかに主治医・訪問看護ステーションと連絡を取り指示に従います。
- ・ 日常生活における衛生的な支援

（５）入居中の医療の提供について

- ・ 利用期間中の病院受診は原則としてご家族で行なっていただきますが、ご家族での送迎が困難な場合はご相談に応じます。
- ・ 医療を必要とする場合は、ご契約の希望により、下記の医療機関において入院治療を受ける事が出来ます。（但し、下記医療機関での優先的な治療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

①協力医療機関

妹尾病院 （内科, 循環器科, 消化器科, 外科, リハビリテーション科, 心臓血管外科）

〒731-0141 広島市安佐南区相田1-10-21

電話番号 082(878)5111

クリニックアルペンローゼ （内科）

〒731-0154 広島市安佐南区上安6-31-1

電話番号 082(830)3350

安佐医師会病院 （総合内科, 緩和ケア内科）

〒731-0223 広島市安佐北区可部南二丁目1番38号

電話番号 082(555)2700

メリィホスピタル（内科・リハビリテーション科・放射線科・精神科・緩和ケア内科・皮膚科）

〒731-3167 広島市安佐南区大塚西3丁目1-20

電話番号 082(849)2300

②協力歯科医療機関

歯科クリニックエーデルワイス

〒731-3361 広島市安佐北区あさひが丘3-18-13-7

電話番号 082(810)4680

（６）入居中の医療連携体制について（介護保険に限る）

- ・ 下記の訪問看護ステーションと 24 時間連絡可能な体制をとり、健康管理・医療連携体制を強化し、また看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めています。

①協力訪問看護ステーション

IGL 訪問看護ステーション

〒731-0154 広島市安佐南区上安六丁目31番1号

電話番号 082(830)3375

(7) 事故発生時の対応について

利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対応します。

- ①必要に応じて協力病院等を受診し治療を受ける
- ②家族等へ事故の内容、状況を報告する
- ③必要に応じて警察へ連絡する
- ④状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する
- ⑤事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる
- ⑥事業所の介護サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する

6. 退居していただく場合（契約書第19条参照）

- ・ 契約時、心身の状況及び病歴の事項を故意に告げなかった場合
- ・ サービス利用料金を正当な理由なく、支払われなかった場合
- ・ 故意又は過失により他の利用者もしくは事業者等に著しい不信行為を行なった場合
- ・ 心身の状況の変化または、入院等により共同生活を送ることが困難な場合

7. 当事業所における苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付（別紙「苦情解決に向けて」参照）

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 計画作成担当者 TEL(082)838-3434

○苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (082) 504-2183・FAX (082) 504-2136 8:30 ~ 17:15
広島市・安佐北区役所 厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 電話番号 受付時間	広島市安佐北区可部三丁目19-22 (082) 819-0621・FAX (082) 819-0602 8:30 ~ 17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	広島市中区東白島町19-49 国保会館 (082)554-0783・FAX (082)511-9126 8:30 ~ 17:15
広島県社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	広島市南区比治山本町12-2 (082) 254-3419・FAX (082) 256-2228 8:30 ~ 17:00

8. 身体拘束について（契約書第10条・第26条参照）

生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束又はそのほかの行動制限

は致しません。

9. 人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置（契約書第24条参照）

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講ずるものとします。

10. 虐待防止に関する事項

当事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針を整備
- ③ 虐待防止のための定期的な研修の実施
- ④ ①～③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者を充てる

2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 個人情報について（契約書第11条参照）

利用者へのサービス向上の為、当事業所及び他事業所との連携を図る上で利用者又は契約者等の個人情報を利用する事がありますので、ご了承ください。

13. 第三者評価の実施状況

当事業所は、サービスの質の向上を図るとともに、評価結果を公表することにより、サービスの利用を希望される方や家族が、サービスを選択するための情報源となるよう第三者評価を実施しています。

- | | |
|------------|--------------------|
| （1）受審日 | 平成28年10月7日 |
| （2）評価機関 | 広島県シルバーサービス振興会 |
| （3）評価確定日 | 平成28年12月14日 |
| （4）評価結果の開示 | 独立行政法人福祉医療機構ホームページ |

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/>

個人情報の利用目的

(令和6年8月1日現在)

当事業所では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護・福祉・医療サービスの提供に必要な利用目的】

(当事業所内部での利用目的)

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護・福祉・医療サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護・福祉・医療サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －契約、契約解除
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・福祉・医療サービスの向上

(他の事業所等への情報提供を伴う利用目的)

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護・福祉・医療サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援介護事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(当事業所内部での利用に係る利用目的)

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - －行事や催し物の際に撮影した写真の当施設での掲示
 - －居室の表札
 - －誕生日や敬老会での氏名・生年月日の掲示
 - －身元確認後の電話での問合せ
 - －介護・福祉・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

(他の事業所等への情報提供に係る利用目的)

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関、評価機関等への情報提供

尚、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

年 月 日

グループホームゆうゆう 利用同意書

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明及び契約書第 11 条（守秘義務等）の説明を行いました。

説明者職名

氏名

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの利用を開始するにあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、十分に理解した上で同意致します。

契約書第 11 条（守秘義務等）による、事前の同意を致します。

年 月 日

契約者

住所

氏名

【請求書及び領収書の送付先・緊急時の連絡先】

保証人

住所

氏名

続柄

TEL

代筆者

氏名

続柄

代筆理由